

環境基本計画について

- 環境の保全と創造に関する条例第6条に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（これまで、平成8年(第1次)、平成14年(第2次)、平成20年(第3次)、平成26年(第4次)に策定)
- 毎年度、定期的に取り組の進捗状況を点検・評価し、環境審議会に報告
- 社会経済状況や環境問題の変化などに適切に対応するため、環境審議会での議論を経て第4次計画の見直しを実施

社会情勢の変化等

《世界の動き》

- 国連で「持続可能な開発目標」(SDGs)を中心とする「2030アジェンダ」が採択(H27.9)
- COP21で「**パリ協定**」が採択(H27.12)、発効(H28.11)

《国内の動き》

- 国で第4次環境基本計画の見直しが始動(H30.4頃)

《県内の動き》

- 人口減少・少子高齢化、東京一極集中
→全国に先駆けて**地域創生条例**及び**戦略**を策定し、兵庫の活力を維持するための取組を推進

第4次計画策定以降の個別分野の進展

- 地球温暖化対策推進計画(H29.3)
- バイオマス活用推進計画(H28.4)
- 鳥獣保護管理事業計画(H29.4)
- 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画(H28.10)
- 廃棄物処理計画(H29.12予定)
- 新環境学習環境教育基本方針(H28.3) など

第4次計画の成果と課題

- 8つの重点目標と約120項目の「ひょうごの環境指標」を設定し、点検・評価の見える化により、全体として**取組は概ね進捗**
- 指標の妥当性や評価方法・基準の明確化**といった課題も顕在化

第5次環境基本計画の策定

見直しの主な視点(案)

(1) 新たな環境課題への対応

(例)○地球温暖化対策の新たな視点からの検討

- 再生可能エネルギーによる地域活性化
- 削減代替措置の仕組みづくり
- 適応策の一層の推進 など

○人と自然が共生・共存するための新たな対策

- 人里での出没が相次ぐツキノワグマ対策
- ヒアリ等の危険な特定外来生物の防除
- 里地・里山の保全・再生 など

(2) SDGsの考え方の活用

先進国、途上国を含めた国連に加盟している全ての国を対象として採択されたSDGsの考え方を活用

(3) メリハリのある指標による進捗管理

「ひょうごの環境指標」を見直し、重要度に応じた重み付けなど、県民に分かりやすい指標に再整理
個別分野における行政計画の策定内容を反映し、数値目標をもった適切な指標による進捗状況の把握

スケジュール(予定)

平成29年8月9日	環境審議会に諮問
平成30年3~4月	計画骨子(案)とりまとめ
平成30年10~11月	パブリック・コメント
平成30年12月	環境審議会より答申
平成31年2月	県議会上程